

館林市ミスト発生装置貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、微細な霧を広域に吐出させ、気化熱により周辺の温度を涼しくする装置（以下「ミスト発生装置」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出要件)

第2条 ミスト発生装置の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、個人は対象外とする。

- (1) 市内の商店街、地域等で行事を主催する者。ただし、営利目的の行事は除く。
- (2) 借受から返却にいたる期間、装置の管理に責任を持てる者

(貸出数量)

第3条 ミスト発生装置の貸出数量は、前条に規定する貸出要件を満たす者（1団体）につき原則1台とする。

(経費負担)

第4条 ミスト発生装置の貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中におけるミスト発生装置動作に伴う経費は、貸出しを受けた者が負担するものとする。

(申請)

第5条 ミスト発生装置の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、館林市ミスト発生装置借受申請書（別記様式第1号）により市長に申請するものとする。

(決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により貸出しを決定したときは、申請者に対し、館林市ミスト発生装置貸出決定通知書（別記様式第2号）により通知し、ミスト発生装置を貸出すものとする。

(貸出期間)

第7条 ミスト発生装置の貸出期間は、原則としてイベントを行う前日からイベント翌日までとする。ただし、市長が貸出期間以外にも貸出しを行うことを認めたときは、市長の定める期間に限り、借受することができる。

(貸出決定の取消し)

第8条 市長は、申請者がミスト発生装置を目的外に使用したとき、又は第三者に転貸したときは、その貸出しの決定を取り消すことができる。

(管理)

第9条 申請者は、借受けたミスト発生装置を適切な管理のもとに使用するものとする。

2 申請者は、借受けたミスト発生装置を故意又は重大な過失により亡失し、又は破損したときは、実費弁償しなければならない。

3 申請者及びミスト発生装置使用者は、借受けたミスト発生装置によって傷害等を負った場合、自らの責任において対応するものとする。

(返還)

第10条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにミスト発生装置を市長に返還するものとする。

(1) ミスト発生装置の貸出期間が経過したとき。

(2) 第2条に規定する貸出要件を満たさなくなったとき。

(3) 第8条の規定により貸出しの決定が取り消されたとき。

(台帳の整備)

第11条 市長は、ミスト発生装置の貸出状況を把握するため、館林市ミスト発生装置貸出台帳（別記様式第3号）を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様

館林市長

印

館林市ミスト発生装置貸出決定通知書

年 月 日付けで申請されたミスト発生装置の貸出しについては、下記の条件を付して承認いたします。

記

- 1 機器番号 ミスト発生装置 号
- 2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 返却予定日 年 月 日
- 4 承認条件 館林市ミスト発生装置貸出要綱を遵守すること。

館林市ミスト発生装置貸出台帳

	団体名(代表者名)	用途	期間	受付日	電話	ミスト発生装置 NO.
1			月 日～ 月 日 (日間)			
2			月 日～ 月 日 (日間)			
3			月 日～ 月 日 (日間)			
4			月 日～ 月 日 (日間)			
5			月 日～ 月 日 (日間)			
6			月 日～ 月 日 (日間)			
7			月 日～ 月 日 (日間)			
8			月 日～ 月 日 (日間)			
9			月 日～ 月 日 (日間)			
10			月 日～ 月 日 (日間)			
11			月 日～ 月 日 (日間)			
12			月 日～ 月 日 (日間)			
13			月 日～ 月 日 (日間)			
14			月 日～ 月 日 (日間)			
15			月 日～ 月 日 (日間)			
16			月 日～ 月 日 (日間)			
17			月 日～ 月 日 (日間)			

18			月 日~ 月 日 (日間)			
19			月 日~ 月 日 (日間)			
20			月 日~ 月 日 (日間)			